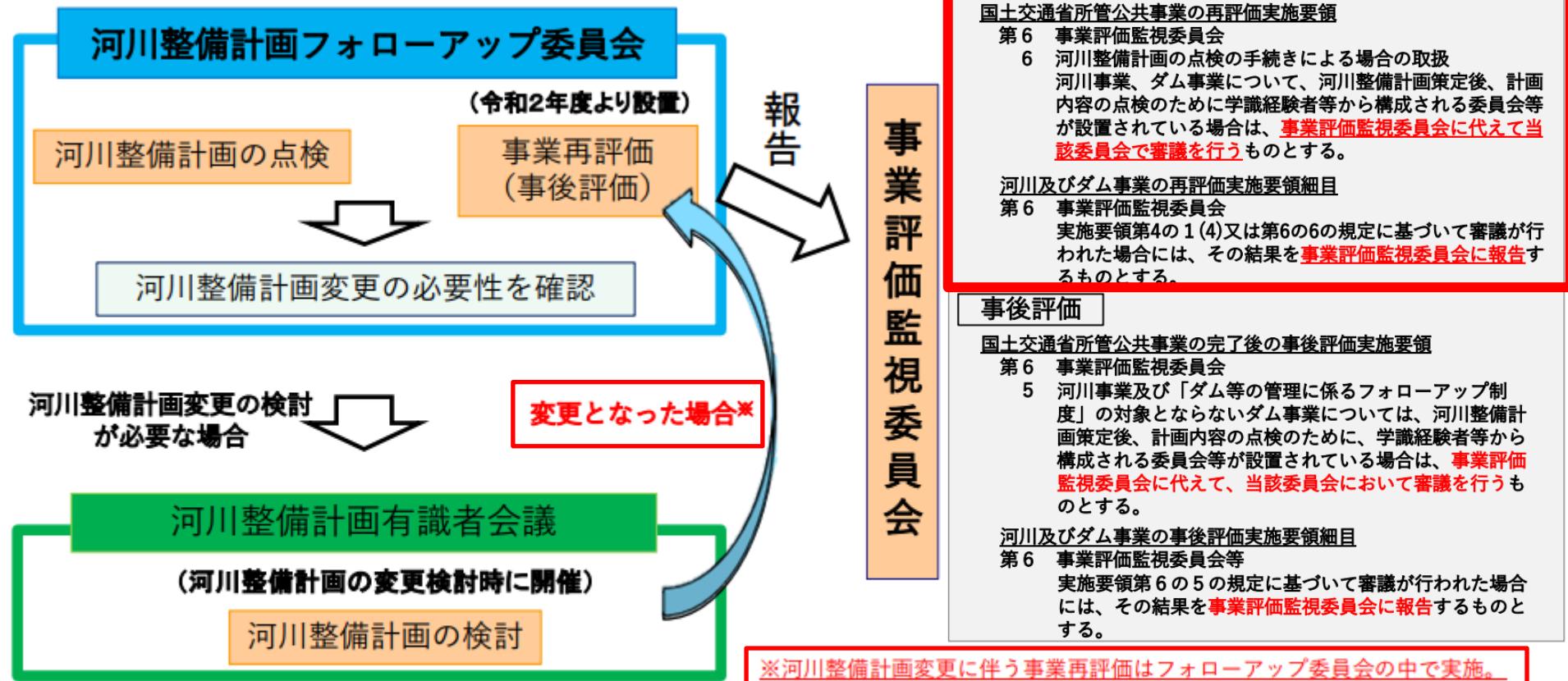


河川整備計画フォローアップ委員会について

河川整備計画に基づく河川及びダム事業の事業再評価（事後評価）についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。なお、砂防事業、海岸事業については従来どおり事業評価監視委員会で審議を実施する。



河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聞く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行う

- ・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点